

石綿障害予防規則の一部を改正する省令案について(概要)

第151回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

石綿障害予防規則改正案について（諮問事項）

1 工作物の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を行う者の要件の新設

事業者は、工作物に係る事前調査について、石綿障害予防規則第三条第三項各号に規定する場合を除き、これを適切に実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるもの※1に行わせなければならないものとする。

ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物※2以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料※3の除去等の作業に係るものに限るものとする。

※1 事前調査資格者

※2 特定工作物

※3 塗料、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）

2 事前調査結果等の記録の作成

事業者は、工作物に係る事前調査を行ったときは、1に掲げる事項を記録し、当該記録及び2に掲げる書類の写しを三年間保存するものとする。

1 事前調査を行った者の氏名

2 一の事前調査を行った場合においては、当該事前調査を行った者が一の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し

3 その他

その他所要の改正を行うこと。

4 施行日等

公布日：令和5年1月（予定）

施行期日：令和8年1月1日

令和4年度 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等 検討会報告書の概要

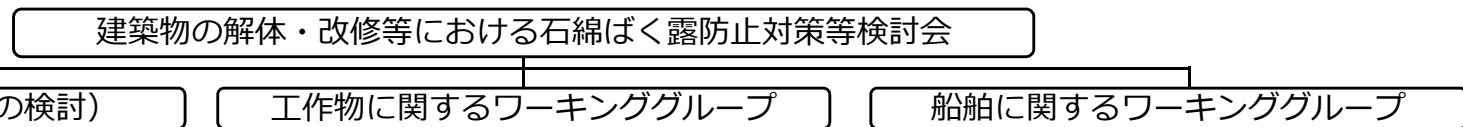
令和4年度 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会

1 検討会の目的

建築物の解体・改修等におけるばく露防止対策に関して、現在の技術的知見等も踏まえ検討を行い、その結果を取りまとめ、石綿ばく露防止対策等の充実に資することとする。

2 検討方法

検討会の下に、技術的事項を検討する「ワーキンググループ（以下「WGという。」）」、「工作物に関するWG」、「船舶に関するWG」を設置し、建築物、工作物及び船舶の解体・改修の作業に係る労働者の石綿ばく露防止対策について検討。



3 工作物WGの参集者・開催状況

※○は座長、五十音順

(開催状況)

出野 政雄	(公社) 全国解体工事業団体連合会 前専務理事	第4回	令和4年7月28日
○梅崎 重夫	(独法) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長	第5回	令和4年8月30日
吉川 直孝	(独法) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 建設安全研究グループ上席研究員	第6回	令和4年10月11日
小島 政章	建設業労働災害防止協会 セーフティエキスパート		
小菅 元生	日本労働組合総連合会 労働法制局局长		
佐原 薫	日本メンテナンス工業会 事務局長		
高崎 英人	(一社) 全国建設業協会 環境専門委員会委員		
鷹屋 光俊	(独法) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理センターばく露評価研究部長		
竹内 寛	(一社) 日本建設業連合会		
外山 尚紀	(一社) 建築物石綿含有建材調査者協会 副代表理事		
本山 幸嘉	(一社) 日本アスベスト調査診断協会 代表理事		

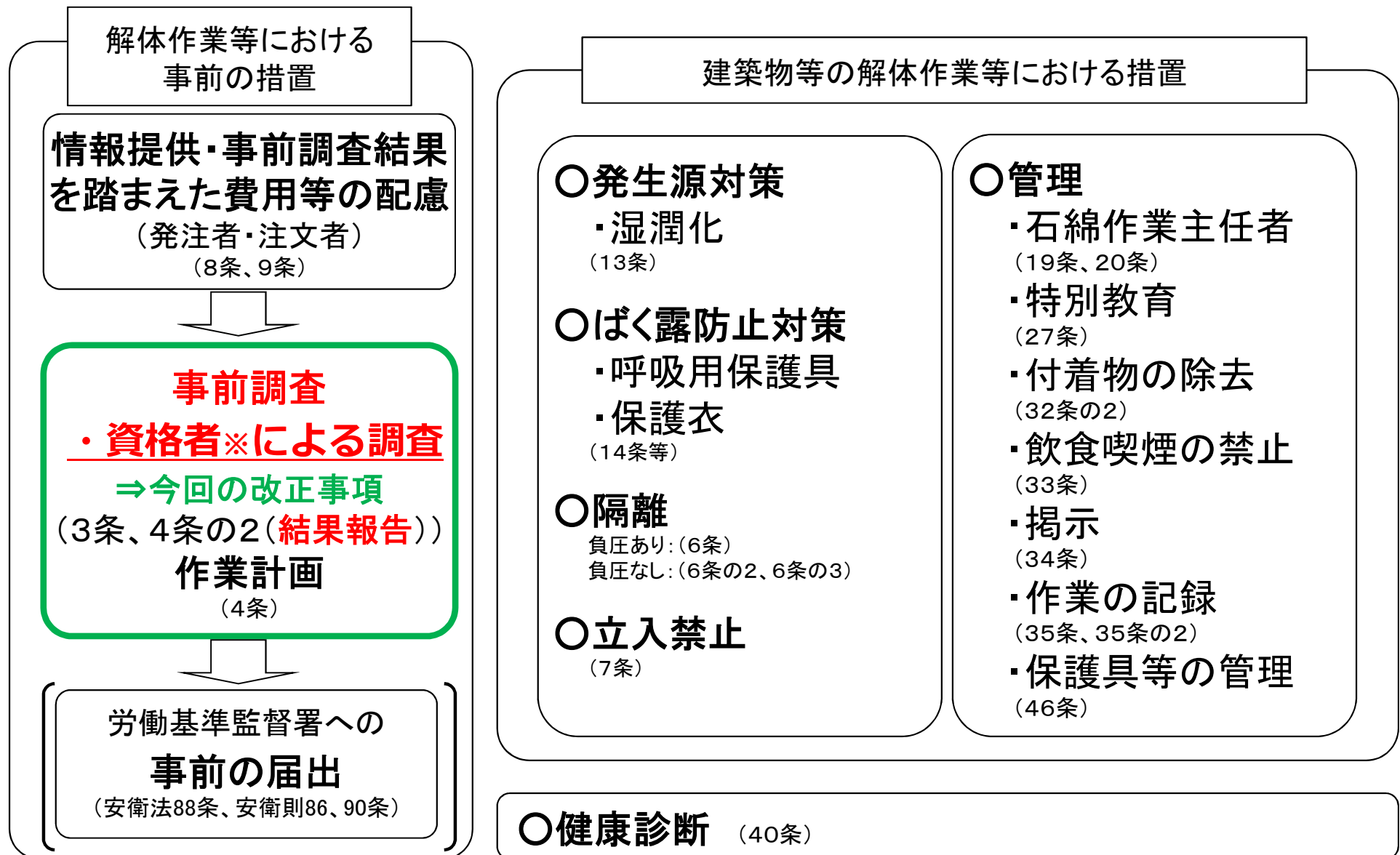
4 検討会の参集者・開催状況

※○は座長、五十音順

(開催状況)

出野 政雄	(公社) 全国解体工事業団体連合会 前専務理事	第10回	令和4年11月2日
○梅崎 重夫	(独法) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長	報告書公表	令和4年11月9日
小菅 元生	日本労働組合総連合会 労働法制局局长		
古賀 純子	芝浦工業大学建築学科教授		
高崎 英人	(一社) 全国建設業協会 環境専門委員会委員		
田久 悟	全国建設労働組合総連合 労働対策部長		
中村 憲司	(独法) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所主任研究員		
西田 和史	建設業労働災害防止協会 技術管理部長		
本多 敦郎	(一社) 日本建設業連合会 安全委員会安全対策部会長		
村井 孝嗣	(一社) 住宅生産団体連合会 環境委員会委員、積水ハウス株式会社環境推進部課長		
本橋 健司	(一社) 建築研究振興協会会長		

(参考) 石綿障害予防規則の概要 (建築物等の解体・改修作業)



※現時点では、建築物及び船舶に係る事前調査のみに、資格者による調査の実施が義務付けられている (R 5年10月施行)

工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等（省令事項）

事前調査を行う者の要件の新設（省令改正事項）

- 建築物、船舶に対する石綿事前調査に加え、工作物に関する石綿事前調査についても、石綿を含有するおそれの高い工作物等の解体・改修工事を開始する前の石綿使用の有無に関する調査（以下「事前調査」）を行う者は、一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者※¹でなければならないこととする。

※1 厚生労働大臣が定める者として、別途告示で定める予定

- 工作物の事前調査者の資格要件を設ける対象としては、

① **特定工作物※²の解体等の作業**

② 特定工作物以外の工作物の解体等の作業のうち、石綿にばく露するおそれが比較的高い作業（塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料※³の除去等の作業）とする。

※2 令和2年厚生労働省告示第278号に掲げる工作物（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）

※3 塗料、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤）

- 資格者による事前調査が義務付けられる施行日までに必要な人数の調査者の養成育成が可能となるよう、速やかに法令を公布するとともに、公布後少なくとも2年から2年半程度の準備期間を確保する。

新たに規定する工作物別の事前調査資格者の要件(告示事項)

区分	対象工作物	事前調査の資格
<p>特定工作物告示（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物</p> <p>（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）</p>	<p>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く <p>【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p> <p>【建築物一体設備等】</p> <p>煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）※1</p> <p>【注】 建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部</p> <p>※1 新たに特定工作物として指定予定</p>	<p>新設する工作物石綿事前調査者（仮称）</p> <p>新設する工作物石綿事前調査者（仮称）、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p>
<p>その他の工作物</p>	<p>【上記以外の工作物】</p> <p>建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。</p> <p>（エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等）</p> <p>【注】 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。</p>	<p>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業※2に係る事前調査については、新設する工作物石綿事前調査者（仮称）、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p>

※2 塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合

工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等（告示事項等）

特定工作物の見直し（告示改正事項）

- 事前調査結果等を労働基準監督署に報告しなければならない特定工作物に、「観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）」を追加する。

（現行の特定工作物告示に掲げる工作物）①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、⑤焼却設備、⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備（ケーブルを含む。）、⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

講習内容等及び実施体制（告示改正事項）

- 工作物石綿事前調査者（仮称）講習について、その講習内容、受講資格、講師要件等を定める。
- 講習の品質管理のため、建築物石綿含有建材調査者講習と同様、登録講習機関による講習とするため、登録要件等を定める。

その他

- 資格者による事前調査が義務付けられる日を待たず、養成された資格者による事前調査が適切に実施されるよう、関係団体に働きかける。
- 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。
- 講習修了者の能力向上等が課題となることから、登録講習機関による協議会等を設置し、講習修了者への支援等の在り方について検討する。